

第 6063 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 10月 18日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

↳ 贈与があったときとは

Q：年内に子供に現金を贈与しようと思っ
 ていますが、贈与があったときとはいつをい
 うのですか？

A：書面によるものは、その契約の効力の
 発生の時、書面によらないものはその贈与の
 履行のあった時となります。

【解説】

贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無
 償で相手方に与える意思表示をし、相手方が
 これを受諾することによって成立する契約を
 いいます。したがって、名義だけを使うとい
 うのは贈与にはなりません。

贈与税の対象となる財産を贈与した場合は
 贈与税の対象になりますが、「私が死んだら
 あなたに〇〇をあげましょう」という贈与(こ
 れを死因贈与といいます)は贈与税の対象と
 はならず、相続税の対象になります。

なお、贈与がいつあったかは、次のように
 取り扱われることとなっています。

- ①書面によるものは、その贈与契約の効力の
 発生の時
- ②書面によらないものは、その贈与の履行が
 あった時、ただし、停止条件がついている
 ものについては、その条件が成就した時
- ③農地などの場合は、農地法の許可があった
 日又は届出の効力のあった日
- ④所有権の移転の登記又は登録の目的となる
 財産で、贈与の日が明確でないものについ
 ては、その登記又は登録があった時

